

○極東国際軍事裁判速記録

第二號

穂積博士は木戸幸一公爵及び東郷茂徳氏を代表して居ります。

林逸郎氏は橋本欣五郎氏を代表して居ります。

花井忠氏は廣田弘毅氏を代表して居ります。

神崎正義氏は畠俊六氏を代表して居ります。

小林俊三氏は松岡洋右氏を代表して居ります。

長谷川元吉氏は鈴木貞一氏を代表して居ります。

菅原裕氏は荒木貞夫氏を代表して居ります。

宗宮信次博士は岡敬純氏を代表して居ります。

高野弦雄氏は賀屋興宣氏を代表して居ります。

宇佐美六郎氏は平沼駿一郎氏を代表して居ります。

岡本尚一氏は武藤章氏を代表して居ります。

鶴澤聰明氏は松井石根氏及び白鳥敏夫氏を代表して居ります。

宇佐美六郎氏は平沼駿一郎氏を代表して居ります。

奥山八郎氏は水野修身氏を代表して居ります。

大原信一氏は大川周明氏を代表して居ります。

大文字正平氏は小磯國昭氏を代表して居ります。

一寸待つて下さい。

あと一名追加致します。

三文字正平氏は小磯國昭氏を代表して居ります。

おと一名追加致します。

○清瀬辯護人 自分は清瀬一郎でありまして東條英機を代表して居ります。

○エップ裁判長 被告人のうち何人が辯護人を持って居りますか。二十二人でありますか。

二十三人でありますか。

○清瀬辯護人 二十三名であります。

○エップ裁判長 代表辯護人を代表して居ら

ない人達の爲に第九條第三項から一寸朗讀を致せます。是は裁判條例で被告人に對して施行せ

亞米利加合衆國、中華民國、大不列顛北愛
蘭聯合王國、「ソビエット」社會主義共和國、
聯邦、漢洲聯邦、加奈陀、佛蘭西共和國、
和蘭王國、新西蘭、印度及ビヒ律賓國

被告
荒木 貞夫

橋本欣五郎

木村兵太郎

鈴木 貞一

大川 周明

佐藤 賢一

永野 修身

鶴田繁太郎

白鳥 敏夫

東郷 茂徳

大島 浩

重光 義

大川 周明

佐藤 賢一

星野 直樹

南 次郎

鶴本欣五郎

木戸 幸一

板垣征四郎

大島 浩

小磯 國昭

○ウエーブ裁判長 大川氏の缺席の間、法廷の
議事を續けて續行しても宜いですか。

○大原辯護人 私は被告人の缺席間、進行して
戴いて宜しきざいます。

○大原辯護人 私は被告人の缺席間、進行して
戴いて宜しきざいます。

○ウエーブ裁判長 大川氏を當裁判所より退場せしめることを命ず。若し大川氏の精神異常状態が診断せられた後にも當法廷が開廷中は大川氏が此處に歸つて來ることを命ず。

○ウエーブ裁判長 込護人自身も鑑定の爲に退廷さして戴きたいと思ひます。

○ウエーブ裁判長 由がありますか——被告大川の辯護人は他の辯護人に法廷の進行状態を聽取させることを命ず。外に辯護人がありますか。

○ウエーブ裁判長 大原辯護人 私はドクター清瀬に御依頼して参ります。

○ウエーブ裁判長 清瀬博士はそれに同意ですか。

○ウエーブ裁判長 退場しても宜しい。

○ウエーブ裁判長 「執行官、起訴状の訴因第四十八より終り 行狀を朗讀します。まで朗讀します。」

○ウエーブ裁判長 被告側は附屬書の朗讀を求めるや否や。

○コールマン海軍大佐 十分間の休憩を申請いたいと思ひます。

○ウエーブ裁判長 是より十分間休憩。

○ウエーブ裁判長 通例はもつと後からせられます。

○ウエーブ裁判長 本職は日本人側の辯護人に對して其の人員を只今法廷に申立てることを命じます。

○ウエーブ裁判長 自分は清瀬一郎でありまして東條英機を代表して居ります。

○ウエーブ裁判長 被告人のうち何人が辯護人を有するかと云ふことを確める爲に、三人の醫師が大川氏を診察することになりました。私の命令に従つて大川氏の辯護人である大原氏は、大川氏を法廷から退場せしめることにします。

午前九時三十五分開廷

昭和二十二年五月四日(土曜日)

東京都舊陸軍省内極東國際軍事裁判所法廷二
於テ

○ヴァンミーター執行官 極東裁判所は只今から開廷、如何なる問題に關しても裁決を下すものとす。

○ヴァンミーター執行官 大川周明氏の精神状態に關して説明があります

○ウエーブ裁判長 大川氏が精神異常者であるか否かと云ふことを確める爲に、三人の醫師が大川氏を診察することになりました。私の命令に従つて大川氏の辯護人である大原氏は、大川氏を法廷から退場せしめることにします。

午前十時二十分開廷

午前九時三十五分開廷

られたものであります。若し被告人が辯護人を選任して居りませぬ場合、當裁判所は辯護人を官選することになります。今の被告人はどなたとどなたが辯護人を裁判所が官選することを希望されますか。若し其の御希望がない場合は裁判の公正を期する爲に裁判所が辯護人を選任することになります。

○清瀬辯護人 實際は總て辯護人はあるのです。併しながら時間が大變短い爲に手續が出来ませぬでした。

○ウエップ裁判長 これは一寸矛盾があります。裁判の公正を期する爲に辯護人を選任することは、當裁判所は必要であると信じますが故に、裁判所は辯護人を官選することになります。

○コールマン海軍大佐 :

○ウエップ裁判長 それでは各被告が月曜の朝各自の辯護を當裁判所に申立てますまでは裁判所の官選を猶豫致します。

○コールマン海軍大佐 今度「アメリカ」側辯護人の構成員を紹介致したいと存じます。:

○ウエップ裁判長 それでは被告人に(辯護人が)任命されるまでの「アメリカ」の辯護人の地位はどう云ふものでありますか。それでは是れ以上の要求があるまでは當裁判所は何等の手段を執りませぬ。裁判所の構成其他に付て何か疑問があるやうでありますか、之に關しては今日當裁判所は決定をする意志を持ちませぬ。月曜日九時三十分まで休廷致します。

午前十時四十五分休廷